

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

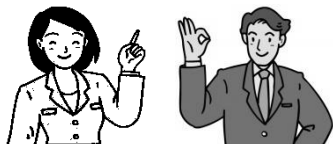
HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール [info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)

Vol. 39 2019年 秋号

# かわら版

## 「心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程 (健康情報等に関する取扱規程)」をご存知ですか？



産業保健相談員 大原 賢了  
(産業医・労働衛生コンサルタント)

今年4月から、いわゆる「働き方改革法」が順次施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得など、新たな制度が導入されました。産業保健分野でも、「長時間労働者に対する面接指導等」や「産業医・産業保健機能」の強化・拡充が図られることとなっています。具体的には、労働時間の状況の把握や長時間労働者への面接指導についての変更のほか、労働者の健康情報の取扱いと健康管理等に必要な情報の産業医への提供が法律で位置づけられたことなど、盛りだくさんの内容となっています。ここでは、特に産業保健分野の情報関連の変更点について話題提供をさせていただきます。

※ 働き方改革の詳細は次の厚生労働省ホームページをご参照ください

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

事業者や労働者の皆さんは、健康情報と聞けば、「健康診断（以後、健診）」を連想されるのではないかと思います。事業者は、大企業であれ、零細企業であれ、常時使用する労働者に対し、毎年少なくとも1回、健診を行う義務があり、労働者も健診を受ける義務があります。このため、ほとんどの事業所では健診が実施され、健康情報である健診結果の処理が行われていると思われる。

労働安全衛生法では、事業者は「職場における労働者の安全と健康を確保」（法第3条）する必要があり、健診では本人への結果通知をすれば終わりという訳ではなく、結果に基づき、必要に応じて、医師意見を勘案した就業上の措置や保健指導を行うことになっており、健診結果は事業者としても重要な情報です。また、事業所では、健診以外にも、法定の健康確保措置や任意の健康管理活動が行われており、この中でも個人の健康情報を取扱う機会があります。一方、これらの健康情報の多くは、個人情報保護法では、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれがある「要配慮個人情報」とされ、情報利用者に慎重な取扱いが求められています。事

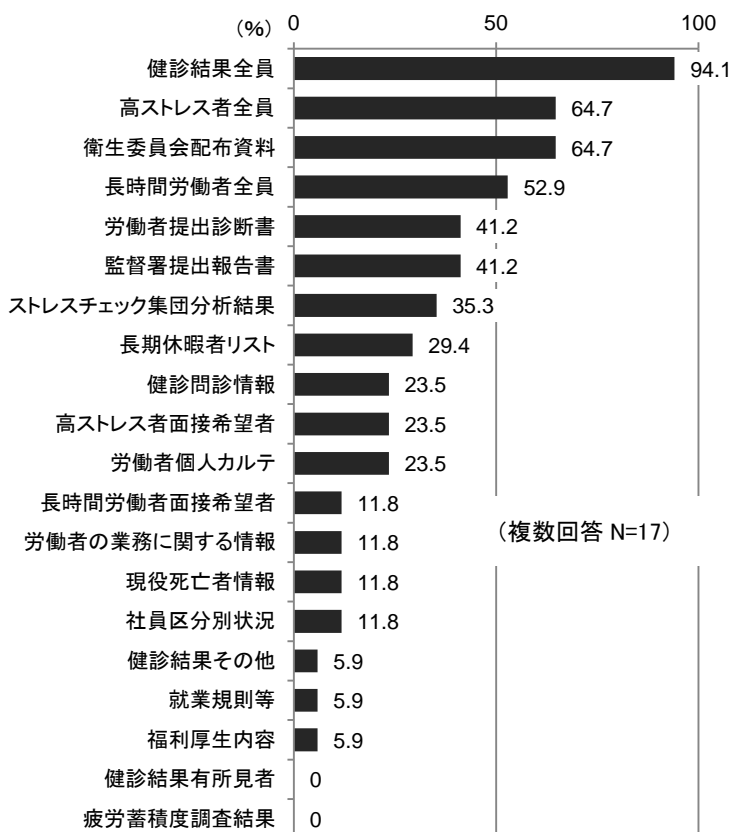
業者は、労働者の健康確保と個人情報保護の両方に配慮する必要があります。

健康情報の取扱いについて、これまで国は「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」を公表し、各事業所はこの考え方に沿って対応されてきたものと思われま。今般の「働き方改革法」では、健康情報の取扱いにより労働者が不利益な取扱いを受けることを防止するため、労働安全衛生法の中で、健康情報の適正な取扱いを事業者の義務と位置づけられました（法第 104 条）。昨年 9 月には「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表され、事業者に「心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（取扱規程）」の策定が求められ、今年 3 月には取扱規程策定のための手引きが公表されたところです。手引きでは、取扱規程が衛生委員会等の審議などの労使の協議による策定を基本とすることや、取扱規程に定めるべき事項や運用方法、雛形などが示されています。各事業所では、健康情報の取扱いについて、労働者に不安を抱かれることの無いよう、規程の整備にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その他、情報関連では、「労働者の健康管理等に必要な情報の事業者から産業医への提供」が法律で位置づけられました。産業医は常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場で選任義務がありますが、これら事業場での産業医の平均勤務時間が月数時間とされる中、事業者から産業医へ労働者や事業場の情報を提供いただくことは、健康管理の効果的実施につながります。今般の法改正では、（1）健康診断、長時間労働者や高ストレス者の面接指導後に、医師意見を勘案し事業者が講じた又は講じようとする就業上の措置の内容、（2）時間外、休日労働時間が 1 月 80 時間を超えた労働者の氏名と超過時間の情報、（3）産業医が提供を求めた労働者の業務に関する情報（労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数など）の産業医への提供が義務づけられることになりました。

昨年 11 月に当センターで開催された研修の出席産業医に、事業者から提供された情報（過去 1 年間）についてアンケート調査を実施しましたところ、定期健康診断結果や衛生委員会配布資料などは高い割合で提供されていましたが、「労働者の業務に関する情報」の提供は少ない状況でした（図）。また、提供情報数は、勤務年数の長い産業医などで多い傾向にありました。健康管理に必要な情報を産業医の先生方から事業者に求めていただき、事業者がこれにご理解をいただくことで、職場の健康管理が更に効果的に進むことが期待できると思われま。ご協力をお願いいたします。

【図】 過去1年間の事業者から産業医への提供情報内容



## 令和元年度 産業保健関係助成金のご案内！

令和元年度におけます産業保健関係助成金制度について、それぞれの助成金の対象事業場や助成金額等、その概要をお知らせします。

助成制度の種別等	助成対象及び助成金額
ストレスチェック助成金 ※常時使用する従業員数が派遣労働者も含めて50人未満の事業場に限られる。(=小規模事業場)	ストレスチェックの実施 ➡ 従業員1人につき500円 ストレスチェックに係る医師による活動 (面接指導の実施、意見を述べる) ➡ 1回21,500円(上限3回まで)
職場環境改善計画助成金	ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合の専門家に支払った指導費用 ➡ 1事業場当たり上限100,000円(将来にわたり1回限り)
心の健康づくり計画助成金	メンタルヘルス対策促進員の指導・助言を受け、こころの健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合 ➡ 1企業等につき一律100,000円(将来にわたり1回限り)
小規模事業場産業医活動助成金 【産業医コース】 ※小規模事業場に限られる。	産業医と産業医活動の実施契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合の費用 ➡ 1事業場当たり、6か月ごとに100,000円を上限に実費(1事業場当たり将来にわたり2回を限度)
小規模事業場産業医活動助成金 【保健師コース】 ※小規模事業場に限られる。	保健師と保健指導や健康相談等の産業保健活動の実施契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合の費用 ➡ 1事業場当たり、6か月ごとに100,000円を上限に実費(1事業場当たり将来にわたり2回を限度)
小規模事業場産業医活動助成金 【直接健康相談環境整備コース】 ※小規模事業場に限られる。	産業医又は保健師と締結した(いずれかの)産業保健活動実施契約に、当該産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者に周知した場合 ➡ 1事業場当たり、6か月ごとに100,000円を一律支給(1事業場当たり将来にわたり2回を限度)
治療と仕事の両立支援助成金 【環境整備コース】	両立支援環境整備計画を作成(要認定)し、同計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合(企業等としての両立支援環境の整備) ➡ 1企業等につき一律200,000円(将来にわたり1回限り)
治療と仕事の両立支援助成金 【制度活用コース】	両立支援制度活用計画を作成(要認定)し、両立支援コーディネーター等による同計画に基づく両立支援制度を活用した両立支援プランを策定し、実際に適用した場合(個々の労働者への制度活用) ➡ 1企業等につき一律200,000円(対象労働者が有期契約、無期契約、それぞれについて将来にわたり1回限り)

これらの産業保健関係助成金については、上表の他にも申請事業場が労働保険適用事業場であることなど、詳細な支給要領等が定められていますので、ご利用に当たってはご確認願います。

ご利用をお考えの事業場にあつては、奈良産業保健総合支援センター、または労働者健康安全機構本部までお電話等でお問い合わせくださいますようお願いいたします。

■ ナビダイヤル：0570-783046 (労働者健康安全機構本部 産業保健業務指導課)

また、次のWebサイトに助成金の手引き(申請書様式等を含む。)が掲載されています。ご活用ください。

U R L : <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1388/Default.aspx>

## 令和元年度「全国労働衛生週間」の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施されているもので、今年で70回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みが展開されています。

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、全国労働衛生週間を契機として、改正労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底、産業医・産業保健機能の強化への対応、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援対策の策定、化学物質についてのラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底などの取組が求められています。

今年度のスローガンは、健康であることは、働く上での基本であり、職場で一丸となって健康確保対策を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を築いていくことを目指しています。

令和元年度スローガン 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

## ご相談・ご質問等をお待ちしています！

奈良産業保健総合支援センターでは、産業医学、職場におけるメンタルヘルス・カウンセリング、労働衛生工学、保健指導、労働衛生関係法令に関する様々なご相談やご質問等に対して、医師、労働衛生コンサルタント、臨床心理士、保健師、社会保険労務士等の専門スタッフ（産業保健相談員）が無料でご相談に応じ、解決方法等をアドバイスいたします。（相談内容等の秘密は厳守いたします。）

ご相談いただく方法は、来所（面談：事前予約が必要）、電話、ファックス、メールがあります。

また、毎週1回、産業保健相談員（精神科医）が対応しますメンタルヘルス相談窓口をセンター事務所に開設しています。開設日は、当センターホームページにてご確認ください。

さらに、作業環境管理、作業管理の改善等について、産業保健相談員が事業所の作業現場まで出張して具体的な作業状況等に応じた専門的・工学的な指導・助言を行うこともできます。

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階  
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター



電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

Eメール：[info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)